

平成22年11月17日

平成22年

第11回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成22年第11回教育委員会定例会会議録

平成 22 年 11 月 17 日午後 2 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
鈴木清子	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子武史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤一義
教育総務課長	松本秀男
施設担当課長	西野正成
教育事務改善担当課長	福本英也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	菅三男
校外施設整備担当課長	星光吉
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	小黒仁史
社会教育課長	榎田隆一
大田図書館長	原聡

計 10 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 11 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成22年第11回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

なお、本日は大田ケーブルテレビから取材の申込みがあり、教育委員会について、区民に広く周知する良い機会になるととらえ、編集等によりその内容に誤解が生じないよう留意することを条件に撮影を許可している。

また、本日は傍聴の希望があった。傍聴を許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

会議録署名委員に清水教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

資料1) 「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」平成21年度調査報告書(概要)(平成22年10月14日付け 独立行政法人 国立青少年教育振興機構)

資料2) 「基本的生活習慣は改善傾向」(2010年11月5日 内外教育 10~11ページ)

資料3) 「研究主題 自尊感情や自己肯定感に関する研究」(概要)(平成20年度東京都教職員研修センター資料)

1 2009年度「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」

この調査によれば、基本的生活習慣を身につけている子どもの割合は、約10年前と比べて増えていることが分かった。その一方で「自分でできることは自分でする」などのしつけを子どもに熱心に行っている保護者の割合は、逆に、減少している。この報告では、子どもよりも保護者の方により課題があるのではないかとしている。

(1) 「家の手伝いする子供が増加」

まず「自然体験」については、「チョウやトンボ、バッタなどの昆虫をつかまえた」ことがあると回答した子どもの割合は、98年度が81%、2009年度が59%で、

11年間で22%も低下している、同様に「海や川で貝を採ったり、魚を釣った」ことがあるのは、79%から58%に低下していて、自然体験が非常に乏しくなっている。

大田区では、現在、自然体験学習を重視して3学年にわたって、東御市の区民保養施設、野辺山学園、伊豆高原学園の3箇所で実施している。野辺山学園と伊豆高原学園については老朽化等の問題があり、将来的には建て替えという事態が想定されるが、自然体験学習が支障なく実施できるように対応していきたいと考えている。

次に「お手伝い」については、「買い物のお手伝いをする」は56%から70%に、「靴などを揃えたり磨いたりする」は25%から44%に、「家の中の掃除や整頓を手伝う」は51%から64%に増加している。こうした生活習慣の問題については、「近所の人や知り合いの人にあいさつする」などを含めて増加傾向にある。これらのことから、「お手伝いをする小・中学生、基本的な生活習慣が身についている小・中学生は、約10年前に比べて増加傾向にある」と言えるとしている。

(2) 「保護者のしつけは低下？」

現在の子どもたちは基本的な生活習慣が約10年前と比べて身につけているのと同様に、ルールを守るなどの自立的行動習慣についても向上していると言えるが、保護者の子どもに対するしつけは逆に緩くなっている。子どもたちの基本的な生活習慣の改善が保護者のしつけによるものでないとするならば、その原因はどこにあるのかが興味を持たれるところだと書いてある。

私の考えでは、例えば、大田区においても「早寝、早起き、朝ごはん」などの運動を学校で年に二か月間実施しているが、ほかの自治体なども基礎的学力などのために基本的な生活習慣を身につけないといけないう問題意識から行われていて、こうした取り組みの成果が出たのだと思う。また、地域の方々が子どもたちの面倒を見てくれる、見守り等を含めて地域と学校が一体となって動いている、こうしたことの成果ではないかと思っている。子どもの学習習慣の形成にあたり、家庭の影響力が大きいので、子どもの意欲を阻害するようなことがないように家庭の教育をしっかりと進めていくように対応していきたいと思う。

(3) 「自尊感情などにかかわる質問」

子どもに関する06年度と09年度の比較で、自尊感情などにかかわる「今の自分が好き」という質問で、「そう思う」と回答した子どもの割合は小5で52.1%から57.1%、中2で24.3%から27.3%とわずかながら増加している。ただし、小学生の半数以上が自尊感情を持っているにもかかわらず、中学生と高校生になると約4分の1程度に急減しているため、中・高校生の自己肯定感をどのようにして高めていくかが大きな課題となっているとある。

大田区でも教育振興プランにおいて、平成20年度の全国学力・学習状況調査で「自分にはよい所がある」と答えた小6児童の割合は70.6%であるが、これを平成25年度までに72.0%にするという目標値を設定している。昨年、小学校の段階で自尊感情や自己肯定感を高めるにはどうしたらいいかという研究があった。この研究レポートでは、異年齢集団で揉まれていく中で、自己のリーダーシップを

確認すると自己肯定感が高まるとしている。小学生から中学生になったときに、なぜ大幅に自尊感情や自己肯定感が下がるのか、その原因は何かという研究が必ずしも十分ではないと思う。日本人全体の自尊感情は他国と比較すると低い、この違いは一体何に起因するのかといった研究も十分ではない。日本人の自己意識には評価される中で、まだ問題点があるときに、謙虚な気持ちで客観的に自分を見詰めているところもあると思う。それは日本社会が、学力・体力・その他のいろいろな基軸で他との比較で自己評価し、自らを位置づけていくとなると、仮に世間並みという基準があったとして、その基準に達しない人は自分が劣等かと思いがちではないかと思う。

最近、私が読んだ「日本辺境論」（内田樹著）は、梅棹忠夫氏の考え方がベースになっている。日本人には自尊心があるが、その反面、ある種の文化的劣等感が常につきまといっている。それは、辺境の宿命であり、自分で文明をつくり出せず文明を輸入してきた結果として生まれた。例えば、中国文明やヨーロッパ文明を優れたものとして自己の文化に取り入れてきた歴史の中で、辺境民族の一つのメンタリティを構成しているのではないかという考え方である。国民全体は十分な能力を持っているが、他文化を全面吸収するときに過去をリセットするマインドをつくるため、どうしても他と比較すると自信を持って自分を打ち出せないところがあるのではないかとしてある。もしかすると、そのような日本人のDNA的なものが継承され、メンタリティの共有があるため子どもたちの行動も何らかの形で制約されているので、思春期の年頃に入ると自己否定の要素が強まるのかもしれない。今後、自己肯定感をどう解釈して、どう高めていくかという研究を進めていかないといけないと思う。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

○野口委員

私は、中学校2校の50周年記念行事に出席し、生徒が自主的に行動していて立派だと感じた。

教育長の報告を聞いて、子どもに対する教育だけでなく、家庭教育も考えなければならない時代になったと思った。現役時代に私が教育した世代が、今、保護者になっているので、いろいろと考えさせられる。地域・学校・教育委員会が協力し、また、社会教育や学校教育という垣根は取り払い、子どもに大きな影響を与える家庭教育について考えていかなければならないと思う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○鈴木委員

私は、人権について各学校で話をする機会があるが、教員は子どもたちに一生懸命指

導していると感じる。学校だけに任せるのではなく、私たちも地域の一人として保護者とともに協力して、子どもの教育に取り組んでいく必要があると思う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○藤崎委員

保護者同士の会話では、学校・家庭・地域という言葉がよく使われる。学校というと校長先生以下が思い浮かび、家庭というとお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが思い浮かぶ。しかし、地域というと自治会なのか、青少年対策地区委員なのか、近所に住んでいる知り合いなのか、あいまいになる。テーマによって、これを議論するときの地域はここまでを指すと決めておけば、はっきり見えてくると思う。これにより、自分が「地域」の一人なのだという当事者意識も出てくるし、その方々の力を引き出しやすくなると感じた。

○教育長

例えば、学校で青少年対策地区委員主催の子どものお祭りなどで、複数の方たちが活動している場面があるとする。そこで、子どもたちは自分の家族や学校の先生以外のいろいろな大人を見たり、自分より先輩の高校生などと接したりする中で、社会のルールや上下関係を学ぶ機会があると思う。このような場面で、子どもたちが手伝ったり、いろいろな人の行動を見たりする中で、自分を客観視して反省したり、鍛えられたりするのではないかと思う。

○藤崎委員

先程、話したときには、自分を含めて大人が地域だと思っていたが、「自分より先輩の高校生など」と言われてみて、確かにそれも地域の一員だと思った。地域といったときに顔が見えるようにして、自分が地域の一人なのだ当事者意識を持たせるように持っていく、このテーマにおいてはこれを地域と呼ぼうと試験的に限定してもよいと感じた。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の報告を求める。

○学務課長

1 平成23年度新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について

資料) 平成23年度新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について (学務課)

(1) 大田区の基本的な考え方

ア 指定校変更は、当該校の施設規模に応じ、その範囲内において認める。

イ 区域外就学は、原則として許可しない。

(2) 指定校変更の学校別対応

例年どおり、施設規模及び10月1日の住民基本台帳登録に基づく平成23年度就学予定者の出現率、例年の指定校変更による出入、国立・私立に入学する子どもたちの数を学校別に分析をし、学校長も含めて共通認識のもとに制限をかけていく。

ア 大森第四小学校、山王小学校、千鳥小学校、池雪小学校、矢口西小学校の5校については、通学区域内の児童で施設収容限度児童数に達するため、当学区域内の児童のみとし、通学区域外からの変更申請は許可しない。

(注) 定例会終了後、大森第四小学校については、「通学区域のみ」から「3学級を超えたら抽選」に変更(12月2日教育長決定)し、12月8日教育委員会協議会で報告済みである。

イ 馬込第二小学校については、施設規模等の関係で、現在の6年生の学級数と見合う2学級とし、これを越えた場合は抽せんとする。

ウ 赤松小学校、中萩中小学校、出雲小学校の3校については、3学級とし、これを越えた場合は抽せんとする。

エ 梅田小学校、東調布第一小学校、田園調布小学校、嶺町小学校、久原小学校、小池小学校の6校については、4学級とし、これを越えた場合は抽せんとする。

オ 大森第三中学校、雪谷中学校、大森第六中学校、御園中学校までの4校については、4学級とし、これを越えた場合は抽せんとする。

カ 東調布中学校と糞谷中学校については、5学級とし、これを越えた場合は抽せんとする。

キ その他の学校については、制限は設けないが、施設規模等の面から対応ができない場合については抽せんとする。

ク 矢口西小学校については、指定校が矢口西小学校から嶺町・多摩川小学校に変更になった地域がある。このため、矢口西小学校に通っている兄弟がい

た場合については、経過措置を設け、柔軟な対応をしていく。

これらの学校別制限について、ホームページ及び区報等で区民に周知する。

2 指定校変更申請審査基準等の変更について

資料) 指定校変更申請審査基準等の変更について (平成22年11月17日 学務課)

大田区では「家庭、学校、地域」が一体となって地域の子どもを見守り、育てるという考え方から地域に根ざした学校づくりを目指し、住所によって通学区域を定める指定校制度を採用している。ただし、何らかの理由で指定校以外の学校を希望する場合、変更が相当と認められ、かつ受け入れる学校に支障がない場合は、指定校以外の学校への就学を認めている。これは、学校教育法施行令第8条に基づき当区の基準を定めている。指定校変更を認めるかどうかは、「指定校変更申請審査基準 (平成15年11月14日教育長決定)」等に基づき判断・許可してきたが、時代の変化とともに運用に合わない部分も出ているため、一部修正をする。

指定校変更については、時代とともに様々な課題があるが、今回は現行基準の運用継続を前提として見直しを行った。

(1) 「指定校変更申請審査基準」の変更内容

指定校変更申請審査基準 (平成22年11月8日教育長決定) と旧基準 (平成15年11月14日教育長決定) を比較しながら、説明する。

旧基準の事由のうち、次の項目を変更または削除する。

ア 地理的・身体的事由

旧基準では「病気等の理由で」とあり、保護者との間でトラブルの原因となることもあった。新基準では「病気等」を削除し、①距離 ②病気等で通院治療している場合の病院の関係とし、その備考欄にどういう状況かを明確に文章表現し、明確にした。

イ 兄弟姉妹関係・家庭事情

旧基準②中「下校後の保護に欠ける状態」とあるが、これは登校前にもありうるので、新基準では「登校前及び」も明記した。

旧基準③中「その他家庭事情」は、ウ 転居、キ 性格・友人関係、ケ その他の教育的配慮 などと重複するため削除した。旧基準③「その他家庭事情」には「両親の離婚等」とあるが、家庭事情はそれだけではないので、ケ その他の教育的配慮 に入れた。

ウ 転居

②「学年途中の転居」による継続通学について、備考欄に在籍校長の所見を参考にすることがあることを明記した。

エ いじめ等

保護者が学務課に来て「子どもがいじめられているから転校したい。」と相談にくる。いじめの有無や対応について在籍校長の所見で教育的配慮からB校に転校したほうが良いという判断があるとすれば、受け入れ先の学校とも調整をしながら対応していくということを備考欄に明記した。

オ 心身障害学級 (旧基準) 削除

通級情緒障害学級等に通級していて、その設置校に在籍したい場合、つまり

A校からB校に異動しなくていいことになるので、一面では合理性があるが、特別な支援を必要とする児童・生徒が特別支援学級設置校に集中することになり、その学校の運営が成り立たなくなることも想定されるので、これを削除する。その代わりに、特別支援学級の通学校はできるだけ自宅近くの設置校で受け入れる形で対応していきたい。

カ 帰国児童・生徒（旧基準） 削除

帰国児童・生徒についても、日本語学級の設置校に日本語が全くわからない外国人児童・生徒が集中することで、学校運営に支障をきたすおそれもあるので、心身障害学級と同様対応していきたい。

キ 性格・友人関係

備考欄に在籍校長の所見を参考にする場合があることを明記した。

ク 承認区域（旧基準） 削除

通学区域の改正等により、通学区域の境などで調整区域が設けられた場合に、当該区域への通学希望申請を受け付ける。これは、「ア 地理的・身体的事由」や「ケ その他の教育的配慮」に含めて十分対応できると考え、削除する。

(2) 「区域外就学申請審査基準」の変更内容

旧基準では、他区から大田区の学校を希望してくる場合の該当事由として、

ア 転居

イ 生活の本拠 ①自営 ②実家等で就業

ウ その他 教育委員会が真にやむを得ない特段の事情があると認めた場合を設けていたが、新基準では、転居以外の事由を集約し、

ア 転居

イ その他 教育委員会が真にやむを得ない特段の事情があると認めた場合とし、原則、区域外就学は不許可とする。学年途中で転出の場合は、その学期または学年末までの期限付許可とする。

(3) 指定校変更申請審査基準（新入学時、転入学時及び区内転居）の内容

ア 新入学時の該当事由

(ア) 地理的・身体的事由

(イ) 兄弟姉妹関係・家庭事情

(ウ) 転居

(エ) 性格・友人関係

(オ) その他

イ 転入学時及び区内転居の該当事由

(ア) 住所異動（転居）有り

新入学時と同じ

(イ) 住所異動（転居）無し（私立・国立・区外公立学校からの転校も含める。）

a いじめ等

b その他の教育的配慮

私立からの転校の場合は、情報提供を求めることにあたり難しさも

あるが、基準を明確に設けて対応する必要がある。

新基準の見直しは、教育委員会と学校のそれぞれの責任を明確にし、共通認識を持つとともに、保護者にも基準を周知徹底して、どういう場合は対応可能なのかを理解していただくために行った。

ホームページ及び区報に「指定校変更申請審査基準（新入学時）」・「指定校変更申請審査基準（転入学時及び区内転居）」を掲載し、保護者に周知していく。新入学時と転入学時及び区内転居の扱い方が項目で違うものがあるので、表を分けている。

3 特別支援学級の新設について

資料) 特別支援学級の新設について (学務課)

(1) 池上第二小学校に知的障害学級（固定）を設置する件について

現在、区内小学校における知的障害学級（固定）は、設置校11校、28学級、児童数200人となっている。知的障害の児童は、平成18年度の153人から平成22年度の200人と増加しており、学級数も25学級から28学級に増やしているが、不足している。

今回の設置校は、知的障害学級在籍児童の居住地の分布、地域バランス及び通学を考慮し、現在、特別支援学級が設置されていない学校とする。また、平成22年度から特別支援学級が4学級となっている池上小学校について、学校規模に対し適切な3学級にしたいと考えている。このため、池上小学校の近隣校から設置校を検討した。これらを検討した結果、平成23年4月から池上第二小学校に知的障害学級（固定）を1学級、場合によっては2学級を設置する方向で東京都と学級編制の事務的調整をしている。これは予定で、学級編制で東京都の同意が下りて初めて決定となる。

小学校における情緒障害学級については、平成18年度の3校から平成22年度の9校に、児童数は69名から183名に、学級数は8学級から20学級に増やしている。発達障害等で通級する児童については、受け入れが可能であり、地域バランスも保ってきているが、来年、待機児童数によっては設置校を増級する。

(2) 東蒲中学校に情緒障害等通級指導学級を設置する件について

現在、区内中学校における知的障害学級（固定）は、設置校6校、15学級、生徒数103人である。一方、情緒障害等通級指導学級は、大森第二中学校と御園中学校の2校に設置、5学級、生徒数43人である。現在、小学校の情緒障害等通級指導学級については、平成19年度の10学級から平成22年度の20学級に倍増しているため、今後中学校の学級数が不足することが考えられる。大森中学校と御園中学校だけで増級するには限界があるため、小学校の情緒障害等通級指導学級に通学している児童の地域バランスを考え、設置校を検討した。この結果、平成23年4月から東蒲中学校に情緒障害等通級指導学級2学級を設置したい。施設改修や備品等も今年度予算で一部対応することが必要となる。施設改修については補正予算で対応したいと考えている。

4 大田区立小中学校に設置した特別支援学級への一人通学に関する指針について

資料) 大田区立小中学校に設置した特別支援学級への一人通学に関する指針 (学

務課)、大田区立小中学校に設置した特別支援学級への一人通学に関する指針について(平成22年11月17日付け22教学発第12235号 学務課長・指導課長)

平成16年の発達障害者支援法制定や平成19年の学校教育法一部改正等により、特別支援教育に対する保護者の関心が高まり、また、医学的に認知されてきたため、特別支援学級に通学する児童・生徒数が増加しており、増級で対応している。

また、女性の社会進出により共働き家庭が多くなり、軽度の発達障害の児童・生徒の一人通学を希望する保護者も多く、区議会に保護者からの陳情があった。これを受け、教育委員会としては前向きに検討すると議会に回答し、より取り組みを強め、具体化するための指針を次のとおり定めた。

- 1 保護者が、児童・生徒の一人通学を希望していること。
- 2 児童・生徒の発達状況から、安全に一人通学が可能な状況であること。
- 3 児童・生徒の発達状況によっては、保護者の看護のもとに安全に一人通学が可能か体験期間を設け、可能であると学校長と保護者が合意できること。
- 4 一人通学を認める場合の交通経路は、原則として下記のとおりとする。
 - ① 徒歩で通学する場合は、大きな幹線道路などに歩道橋等が設置され通学路が遮断されていないこと。
 - ② 公共交通機関を使って通学する場合は、乗換は1回程度であること。
- 5 一人通学を学校長が認める場合は、別紙の確認書を取り交すこと。

これについては、11月16日付け教育長決定を受け、特別支援学級の設置校長あてに次のとおり通知する。

1 指針の実施時期

平成23年1月1日から3月31日までを試行期間とし、学校として試行等で安全確認ができれば実施をする。同年4月1日からは全面実施とする。

2 一人通学の確認書の取交し

- (1) 小学校は保護者が一人通学を希望し、学校長が認めた児童全員が対象。
ただし、現在、一人通学を認めている在校生については、平成23年4月1日以降継続して一人通学を認める場合に、確認書を取り交す。
- (2) 中学校については、自立支援の立場から一人通学が原則となっているため、当面は現行どおり、保護者が送迎する場合に確認書を取り交す。

○社会教育課長

1 大田区総合体育館の指定管理者の募集について

資料)大田区総合体育館の指定管理者の募集について(平成22年11月17日付け)

大田区総合体育館の指定管理者の選定については、8月4日の定例会で、大田区総合体育館に係る指定管理者の指定手続等に関する規則を議案提出し、審議いただいた。このたび、募集要項(案)がまとまったので報告する。

(1) 選定のポイント

大田区総合体育館は23区でも例のない、4,000席を有する体育館である。みるスポーツにも重点を置いた運営をするためにふさわしい指定管理者であるか、

また個人でも参加できるスポーツ教室などいろいろな自主事業を開催できるか、北西交差点部分に位置するカフェで地域の人にも親しまれる運営ができるか、施設を安全で効率的に管理運営できるか、運営にかかる経費は適切であるか、この五つを中心に選定する予定である。

(2) 審査のポイント

審査は、書類審査の一次審査とプレゼンテーションとヒアリングの二次審査に分けて、書類審査で一定水準に達した応募者の中から二次審査で選定したいと考える。一次審査では自主事業とカフェ、収支計画を重視する。二次審査は実際に施設に従事する者に質問することで、現場での管理能力等を評価する。

(3) 選定のスケジュール

平成22年12月1日に大田区報に募集記事を掲載し、大田区ホームページに募集要項を掲載する。応募受付期間は、来年1月12日から21日までとし、第一次審査は2月下旬、第二次審査は3月下旬、区議会第2回定例会で審議していただく予定である。

(4) 募集要項の骨子

ア 指定期間

現時点での竣工予定日の平成24年3月16日から平成29年3月31日までの5年16日間の約5年間である。これは開館準備期間を含み、竣工から3カ月くらいが準備期間で、オープンは6月末から7月初めの予定である。

イ 休館日及び利用時間

(ア) 年末年始の1月1日から3日まで及び12月29日から12月31日までが休館日、それ以外は工事、定期点検等で別途休館日を定める。

(イ) 利用時間は午前9時から午後9時までとなっているが、条例では弾力的な運営もできるようになっている。

ウ 自主事業の提案

アリーナ等を活用した、個人でも参加できるスポーツ教室等の具体的な提案を行ってもらい、その内容を評価する。

エ カフェの運営

カフェの運営は指定管理者の業務とし、その運営方法を評価する。

オ 指定管理料

利用者の利用料金では、独立採算での運営ができないので、大田区から一定額の経費を補てんする。これが指定管理料になるが、収支の見込みを提案してもらい、指定管理料を評価する。指定管理料は、備品購入費、修繕費を除いて精算不要とする。いわゆる利用料金制になっており、トータルで赤字が出れば指定管理者の負担とし、収益が出れば指定管理者の収入となる。ただし、必要な備品を買わず、また、必要な修繕を行わずに収益を上げてもらっては困るので、この部分については精算をする。それ以外の部分について、利用料金制度を適用する。また、修繕については、区の例にならい、30万円未満の修繕は指定管理者が行う。30万円以上の修繕は区が直接行うため、別途、予算計上する。

カ 区内の雇用創出や区内事業者の活用方法
具体的な提案をしてもらい、これも評価する。

キ 応募資格

施設の管理運営に習熟した事業者を選定するために、広く公募するという
ことで、「屋内体育施設の指定管理者としての実績を1年以上有する」
ことを条件とする。

2 青少年健全育成のための大田区行動計画（第五次）素案の策定について 資料）青少年健全育成のための大田区行動計画（第五次）素案の策定について （平成22年11月17日付け）

（1）策定の趣旨

大田区では昭和62年の青少年問題協議会答申を受け、平成元年に青少年健全育成のための大田区行動計画（第一次）を策定した。その後も、社会環境の変化に対応するため、第二次から第四次の計画を策定し、時代に即した施策を展開してきた。第四次計画が平成23年3月で計画期間の満了となるので、改めて昨今の青少年を取り巻く様々な問題に取り組み、青少年の健全育成施策の一層の推進を図るため、第五次行動計画を策定するものである。

計画では、青少年が自立した個人として、他者と共により良い未来を切り拓いていく主体として成長していくためのビジョンと具体的な施策を体系的に位置づけることとする。

（2）計画の内容

第四次計画には記載がなかったが、「めざす青少年像」を定め、四つの基本目標とそれぞれの個別目標を設定する。また、今後5年間、積極的に取り込んでいく重点事業を明確にするとともに関連する事業、推進していく体制についても示すこととする。

なお、この計画は大田区の基本計画である「おおた未来プラン10年」を踏まえ、策定された教育振興プランに位置づけられた「青少年の健全育成」を推進するための分野別の計画という位置づけになる。計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とし、対象年齢は6歳から20歳までとする。

（3）計画の構成

第1章 計画策定の基本的な考え方

第2章 青少年を取り巻く現状と青少年施策の動向

第3章 青少年健全育成の基本的な考え方

第4章 目標達成のための計画の推進

基本目標と個別目標、重点事業について、表にまとめている。

第5章 目標達成のための青少年健全育成関連事業

ここでは第五次計画に掲載した106事業のすべてについて、事業名、事業内容、担当課名を記載している。

（5）今後のスケジュール

12月1日から12月22日までパブリックコメントを実施する。その後、各方面からの意見について検討し、素案を修正して原案を作成する。平成23年2月の

青少年問題協議会、教育委員会定例会、3月の区議会常任委員会を経て決定し、公表する予定である。

なお、パブリックコメントの実施にあたっては、区報11月21日号と大田区ホームページで周知を行う。また、素案は12月1日から22日まで、社会教育課、区政情報コーナー、特別出張所と図書館で閲覧が可能である。

○委員長

ただいままでの報告に、意見、質問はあるか。

○藤崎委員

指定校変更について、ホームページや区報にはいつ掲載されるのか。

○学務課長

12月1日から指定校変更申請審査基準を変更するので、12月1日以降にホームページで掲載予定である。区報については、12月21日の区報に掲載できるように広報課と調整中である。

○藤崎委員

ホームページや区報は、区民が見に行く情報である。これ以外に区民に周知するためのアイデアはないか。過去に、幼稚園児・保育園児の保護者が、小・中学生の保護者に相談して、限られた情報の中で、指定校変更を断られたらしいとか、できたらしいとかいう話をして、トラブルになったという経験をしている。例えば、幼稚園・保育園・小学校に区報を置いてもらうなどの対策はあるか。

○学務課長

所管である広報課と協議し、対応を検討していきたい。

○藤崎委員

今年、区報に掲載をしていたが知らないという区民が多く、トラブルになっていた。情報を積極的に出したほうが良いという話が出ていたので、検討をお願いします。

また、特別支援学級の新設について、経緯やなぜその学校が選ばれたのか、わかりやすい説明であった。ハード面は予算を補正して対応していくことがわかったが、ソフト面はどうなるのか。学校内に特別支援学級ができるので、通常学級の子どもたちに驚きが生じると思う。特別な支援を必要とする子どもたちや専門教員との出会いが始まるので、そこでの摩擦や考えられる不安といったソフト面をどのようにカバーするのか。何らかの方策があるか。

○学務課長

今回は、新しい学校に特別支援学級を設置するので、保護者・子どもたち・教員にも

不安があると思う。このため、かなり以前から設置校の校長と調整をしてきている。校長からは、教員に相談する時期や保護者への説明方法について相談があった。学級編制で東京都の同意がおりて、初めて特別支援学級が設置されるので、最終的な決定は4月になる。しかし、それでは遅いので、保護者には予定として伝えてもらうように両校長に説明し、既に両校とも保護者等への説明を行っている。教員についてもレイアウト等について事前に話し合っており、ハード面の改善について補正予算の計上をしている。子どもたちにも学校の教員から特別支援学級ができる予定であることを説明し、特別支援学級と通常学級の子どもたちについては、学校内で対応するということである。

○藤崎委員

事前に提案することは非常に大切なことだが、実際に特別支援学級が設置されたときに起こり得る問題や通常学級との関係、各教員に対する指導などについて方策があるか。

○指導課長

教員に対しての指導は、特別支援学級も学校の中の学級なので、校務文書や組織分担については、もう一度、組織をつくり直さなくてはならない。特別支援学級が新たに設置される学校では、特別支援学級の役割やどういう組織でどの方向でやるかについて、職員会議や特別な会議で教員には詳しく説明する。指導課が必要に応じて会議に同席し、説明する。

○野口委員

指定校変更申請について、藤崎委員が言われたように、ぜひ事前に区民に周知徹底しておかなければいけないと思う。今年は、指定校変更不許可決定に係る異議申立てが2件あった。これを踏まえて事務局でいろいろと検討した結果、今回の報告があったと思う。変更後の指定校変更申請審査基準の備考欄に学校長の所見や在籍校長と受入れ先校長の協議などが明記されるなど、わかりやすくなっている。

今年の異議申立てのあった2件について、現在、その生徒の様子はどうか。

○学務課長

異議申立ての2件は、現状においては学務課に連絡はなく、それぞれ通学しているようだ。

○野口委員

特別支援学級の情緒障害等通級指導学級は、現在、御園中学校と大森第二中学校に設置していて、新たに東蒲中学校に1学級を設置するということだ。地域のバランスをみると、例えば調布地区などに設置してもよいのではないか。東蒲中学校に設定することになった理由は何か。

○学務課長

まず、指定校変更申請審査基準等の変更についてだが、今回、変更する主な趣旨は二

つある。一つは、基準について学校と教育委員会事務局とが共通認識を持つことがある。これまでは、両者の間に認識にずれが生じることもあり、保護者から「学校ではこう言われたのに、教育委員会ではなぜこうなのか。」という苦情になることがあった。基準等の変更をすることにより、両者の認識を一致させ、教育委員会と学校の責任分担を明確にする。もう一つは、これまでは保護者への周知がある。これまでは、ホームページ・区報等で指定校変更の申請ができるといった数行のお知らせだった。今回は、新入学時と新入学時以外についての基準を明確にして、区報及びホームページに掲載しようと考えている。これにより、保護者の誤解もできるだけ少なくしたいと考えている。ただし、保護者によっては基準への不満が出てくることもやむを得ないと思うが、丁寧に説得をし、理解を得られるように取り組んでいく。

また、部活動や距離については、今後の課題だと認識している。国からの通知では、部活動も指定校変更の基準の一つだとあるが、23区のうちほとんどの区が取り入れている。仮に部活動を事由に指定校変更した場合、廃部になったら元もとの指定校にまた転校するのかという、矛盾が生じる。また、特定の学校に生徒が集中してしまうなどの課題もあるので、大田区では対応していない。

次に、情緒障害等通級指導学級を東蒲中学校に設置する理由について説明する。まず、支援を必要とする在校生と就学相談等で把握できた新入学生が、どの地域にいるのかを地図に落としした。生徒の交通手段や現に通学している学校の人数を検討した結果、東蒲中学校に設置する必要があると考えた。特別支援学級の通級は1学級10人だが、現在、調布地区は特別な支援を必要とする生徒数は10人に満たない。

○横川委員

特別支援学級についてだが、情緒障害の子どもが増えている。その理由には、社会的な認識、保護者の認識や医学的な診断が増えていることがあげられる。特に医学的な診断が増えており、今後、小学生の情緒障害児数が更に増える可能性があると思う。今後は、支援を必要とする子どもたちの増加にあわせて、特別支援学級を増やすように検討してほしい。特に蒲田・大森地区にこういった子どもが多いのではないかと私は感じる。今後、大田区全体で見直して、どの地域からでも特別支援学級が近くに設置されているように、設置校や学級数について検討してほしい。

○学務課長

特に発達障害の児童は増えていて、東京都教育委員会も同じ認識のようだ。学務課長会などで話し合うと、各区とも同様に倍増しているようだ。横川委員の意見のとおり、医学的な診断が出てきている。また、早い段階から発達障害対策教育をすることにより、通常学級でも十分にやっつけられる場合もあるので、力を入れてきている。

また、現在、発達障害は通級のみだが、東京都の計画（案）では、固定級をつくる、在籍校に特別支援教室をつくる、通級をつくるという3段階としている。地域の状況、各校の受け入れが可能かどうかを検討し、通学時の安全確保の意味でも地域のバランスを意識しながら対応していきたい。

○野口委員

去年、中学生で通常学級への受け入れができないという校長がいて、問題になったと思うが、現在、その生徒はどうしているか。

○指導課長

現在、その生徒は、特別支援員をつけて通常学級で学校生活をしている。特別支援員がいるので、特に大きなトラブル等は発生していない。学習については、課題もある。

○藤崎委員

その生徒には、ほぼ毎日、保護者が登下校に付き添っている。水泳指導では、保護者も水着を持参して、いつでもプールに入れるようにしている。通学時には、周囲の子どもたちがその子を気づかいかわるといった状態がある。現在、中学1年生だが、特段、問題は出ていないと認識している。

○学務課長

この事例のように、特別支援学級または東京都特別支援学校が適切だと、就学支援委員会の判断が出ていても、やはり保護者の思いがあり、通常学級で生活している児童・生徒もいる。学校は、入学について拒めない状況にあり、教育行政として、どう対応するかが問われる。今までの事例や他区の事例等を参考に、小学校3年生くらいになると保護者も学級で子どもがどういう状況にあるのか、わかってくるので、そのときに、保護者に対し、適切に助言をするなどして、子どもの将来のためにどういう教育が適しているのかを話し合うシステムを大田区で作っていきたい。現在、指導課に特別支援の予算があるが、学務課で行えるように分掌事務の見直しをしている。通常学級も支援が必要な子どもの状況を把握しながら、学校、教育委員会が連携をしながら、お互いに状況認識を一致させた上で、対応をしていきたい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

これで平成22年第11回教育委員会定例会を閉会する。

(午後3時26分閉会)